

## 九州大学情報統括本部教育情報サービス利用規程

平成 29 年度九大規程第 75 号  
制 定：平成 30 年 2 月 26 日  
最終改正：令和 3 年 4 月 30 日  
(令和 3 年度九大規程第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学情報統括本部（以下「情報統括本部」という。）が管理運営する九州大学情報統括本部教育情報サービスの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「教育情報サービス」とは、Web 学習システム、ホスト計算機、仮想計算機、語学学習システム等を用いて提供する教育用の情報サービスのことをいう。

(委員会)

第 3 条 教育情報サービスの管理及び運用に関する基本方針及び重要事項の審議は、情報統括本部運営会議において行う。

(管理部署)

第 4 条 教育情報サービスの管理及び運用に関する業務は、情報統括本部において行う。

(利用目的)

第 5 条 教育情報サービスは、九州大学（以下「本学」という。）における情報通信技術を活用した教育等を目的としたものに限り利用できる。

(利用資格)

第 6 条 教育情報サービスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学全学共通認証基盤サービスにより、全学共通 ID が付与された者
- (2) 情報統括本部長（以下「本部長」という。）が特に適当と認めた者

(利用者の責務)

第 7 条 利用者は、教育情報サービスを利用するに当たり、本規程、本学情報セキュリティポリシーのほか、関係法令及び本学の諸規則等（以下「規則等」という。）を遵守しなければならない。

(利用制限)

第 8 条 本部長は、利用者が本規程、本学情報セキュリティポリシー及び規則等に違反したとき、又は教育情報サービスの運用に重大な支障をきたす行為を行ったときは、利用停止等の措置を取ることができる。

(利用に関する調査)

第 9 条 本部長は、教育情報サービスを利用した授業を行う者に対して、必要に応じて利用計画書及び利用報告書の提出を求めることができる。

(事務)

第 10 条 教育情報サービスに関する事務は、情報システム部情報基盤課において行う。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、教育情報サービスの利用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年度九大規程第 30 号)

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。